

奈良工業高等専門学校広報センター規程

平成30年 3月27日制定

令和 7年 3月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に広報センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校の広報活動を推進することにより、教育、研究、地域貢献等の活動を学内外に広く公開するとともに、本校の認知度向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 広報の基本計画に関すること。
- 二 広報の企画立案に関すること。
- 三 広報戦略の実施に関すること。
- 四 公式ホームページの制作、管理及び運用に関すること。
- 五 広報誌等（入試関係ポスター等の印刷物含む）の編集及び発行に関すること。
- 六 公開講座、出前授業等の連携調整に関すること。
- 七 入試広報の企画立案、実施に関すること。
- 八 広報に係る学内関係部署及び外部機関等との連絡調整及び連携に関すること。
- 九 広報活動の充実及び情報共有化を図るための情報収集に関すること。
- 十 その他広報活動に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（総務・広報担当）
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 総務委員会副委員長
- 五 一般教科及び専門各学科主任
- 六 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 七 各課長
- 八 総務係長
- 九 入試担当事務職員のうち学生課長が指名する者
- 十 総務課事務職員（第八号の者を除く。）のうち総務課長が指名する者
- 十一 第一号及び第二号の者が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 校長が必要と認めるときは、センター長に副校长（総務・広報担当）をもって充てることを妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、第4条第1項第四号または第五号の専任教員のうちから副校长（総務・広報担当）が指名する。

- 2 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する事項は、総務委員会において審議する。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、学生課の協力を得て総務課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校広報委員会規程（平成12年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校広報室規（平成26年11月13日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。